

山口県

岩国市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額	従業員（人以上）			
岩国市	山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大臣が定める基準」（先進性であること等）に適合することにつき国の確認を受けた場合 （土地・建物等の取得合計額） ① 一般：1億円以上 ② 農林漁業関連：5,000万円以上	—	課税免除 （地域未来投資促進法）	固定資産税 （土地・家屋・構築物が対象）	3年度間
	地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和4年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円（中小企業1,900万円）以上のもの	新規雇用 5 （中小企業 2）	不均一課税 （地域再生法） 【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100	固定資産税 の一定割合	3年度間
	生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具（測定工具及び検査工具）、器具備品、建物付属設備、事業用家屋、構築物	—	課税標準ゼロ （生産性向上特別措置法）	固定資産税 （償却資産が対象）	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

市町村名	条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岩国市	岩国市企業誘致等促進条例	H20.4.1 H30.4 改正	<p>①製造業、運輸業、郵便業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 5億円以上 (中小企業 2,000万円以上) ・増加雇用従業員 10人以上 (中小企業 5人以上) <p>②製造業(植物工場)、情報通信業、卸売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽業(映画館、スポーツ施設提供業)、機械等修理業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 1億円以上 (中小企業 2,000万円以上) ・増加雇用従業員 5人以上 (中小企業 2人以上) <p>※投下固定資産額、増加雇用従業員要件について、新規創業者及び岩国空港に関連する事業所を賃借する場合は免除</p> <p>③岩国空港に関連する事業所</p> <p>はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、航空運輸業、その他市長が適当と認める業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 3億円以上 (中小企業 1,000万円以上) ・増加常用従業員 5人以上 (中小企業 3人以上) 	<p>事業所等設置奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税相当分及び都市計画税相当分を3年度間 ○店舗等賃借料分 <ul style="list-style-type: none"> ・岩国空港に関連する事業所を借りるもの ・月額の1/2を3年間 ・事務機器等賃料の月額の1/2を3年間 ・各年度150万円を限度
			<p>○雇用奨励金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業開始日の前後それぞれ1年間のうちに雇用した常用従業員であること 2 雇用期間が1年以上継続しており、現に就労していること 3 岩国市に1年以上継続して住所を有しており、現に居住していること 4 指定事業者(法人の場合にあつては、当該法人の代表者)の親族等でないこと 	<p>○雇用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の設置に伴って新たに雇用した従業員1人につき50万円 ・新卒者(卒業後3年間)を雇用した場合1人につき60万円 ・障害者を雇用した場合10万円加算し、3年間交付